

看護師白衣賃貸借契約書（案）

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、看護師白衣の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借物件等）

第1条 乙は甲に対し白衣を貸付けるものとする。

2 白衣の仕様、予定数量、洗濯基準等は、「看護師白衣賃貸借仕様書」のとおりとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は次のとおりとする。

自 令和7年4月1日
至 令和11年3月31日

（契約金額）

第3条 種別ごとの賃貸借料の単価は、次のとおりとする。

種別	貸与品	1人当たり 枚数	単位	月額単価 (税抜)
女性看護師	看護衣上着・パンツ	各5着（1組）	1組/月	円
男性看護師	看護衣上着・パンツ	各5着（1組）	1組/月	円
女性看護補助者	スクラブ上着・パンツ	各5着（1組）	1組/月	円
男性看護補助者	スクラブ上着・パンツ	各5着（1組）	1組/月	円

2 乙は、毎月月末の利用状況をもとに単価に利用人数を乗じた金額の合計及び、その法定消費税額を甲に請求するものとする。

（賃貸借料の支払）

第4条 乙は1か月ごとに使用した数量に係る賃貸借料及びその法定消費税を、翌月末までに甲に対し請求するものとする。

2 甲は第1項の定めにより、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第25条の規定により、契約金額の100分の10以上とする。ただし、同規程第26条の規定に該当する場合、これを免除する。（※注：契約保証金を徴収するか免除するかにより文言を変更する。）

（病毒感染の疑いのある白衣）

第6条 甲は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）第6条の2項から4項に定めのある感染症（一類感染症、二類感染症、三類感染症）及び同法第6条6項から7項に定めのある感染症（指定感染症及び新感染症）に汚染された疑いのある白衣は、密閉容器に保管し、乙に返還せず焼却処分するものとする。

（業務代行保証）

第7条 乙は、乙が天変事変、労働争議、その他事情により契約の履行が一時的に出来なくなった場合に備えて、複数の事業者又は複数の洗濯施設を有する事業者と、業務代行保証に関する契約を締結し、甲の業務に支障のないよう措置するのが望ましい。

2 前項の契約を締結した場合は、乙はその契約書の写しを甲に提出するものとする。

（履行遅延違約金等）

第8条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、賃貸借料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、年5.0パーセントの割合で計算した額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

2 甲の責めに帰する事由により、第4条の規定による賃貸借料の支払いが遅れた場合は、乙は未受領金額につき、甲に対して遅延利息を請求することができる。この場合において、遅延利息の額は、政府契約の遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の第8条の規定を準用する。

（紛失弁償）

第9条 甲が乙より借り受けた物件を、紛失、焼却、破損又はその他の事由で乙に返還出来ない場合、これによって生ずる損害の弁償金については甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（弁償の免除）

第10条 甲は前条ただし書きに定める場合及び正当な医療行為において、乙より借り受けた物件の返還が不能となった場合は、前条に定める弁償金を免除されるものとする。

2 前項の定めにより返還不能となった物件について、甲は乙に、その原因及び数量等を文書にし、その都度提出するものとする。

（損害賠償）

第11条 本契約条項を甲または乙の不履行、又は詐欺その他不正行為により発生した損失の賠償は、甲乙はそれぞれの請求権を有し、本契約を解除することが出来る。

（禁止事項）

第12条 乙は本契約において生ずる権利または義務を第三者に譲渡または承継させてはな

らない。

- 2 乙は本契約に基づく作業の全部または大部分を一括して第三者に委任もしくは請負わせてはならない。
- 3 文書によりあらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではないものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (3) この契約の解除の申出があったとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として実施予定件数から実施済みの件数を差し引いた件数に契約単価を乗じた額に消費税相当額を加算して得た金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(予算削減に係る契約の解除等)

第14条 本契約は、「地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程第41条第2項」に基づく契約であり、甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃貸借料が減額又は削除されたときは、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記

「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議事項)

第16条 本契約書に定めのない事項については、山梨県立病院機構会計規程及び山梨県立病院機構契約事務取扱規程の定めるところによるものとする。

2 本契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書二通を作成し甲乙記名、押印のうえ各自一通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 山梨県甲府市富士見一丁目1番1号
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立中央病院
院長

乙

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第3 取得の制限

- 1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第4 安全確保の措置

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

第8 資料等の返還

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 従事者への周知

乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第 11 実施責任

- 1 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めるものとする。
- 2 乙は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者を設置するなど必要な責任体制を整備するよう努めるものとする。

第 12 調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

第 13 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

第 14 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

- (注) 1 「甲」は委託者である地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院を、
「乙」は受託者を指す。
- 2 委託業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略することができる。